平成２８年（フ）第１０２１号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目30番26号
債務者　西原　圭祐
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財家　庄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県多可郡多可町八千代区中野間275番地87
債務者　明和工業こと　内橋　正人
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２１０号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地70五反田北住宅２号棟211号
債務者　細川　志穂
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木原　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９８号
大阪府寝屋川市点野２丁目10番５号、住民票上の住所奈良県桜井市大字大泉282番地
債務者　岡田　繁夫
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　洋史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
広島市安佐南区伴中央６丁目10番６号
債務者　瀬川　信彦
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５４号
広島市中区舟入中町３番８－201号
債務者　柳樂　　翕
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　千絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７９号
広島市南区東雲本町１丁目２番６号
債務者　伊豆田晴久
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４７号
広島市安佐北区可部南５丁目14番20－403号
債務者　三洋住宅塗装こと　馬野　康弘
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８４号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目５番４号　魚北ハイツ103号
債務者　丸谷　卓也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０７号
兵庫県西宮市中屋町２番６－401号
債務者　田邊　勝巳
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２号
神戸市西区南別府１丁目７番地の４　ヴィップハイツ305号、前住所神戸市兵庫区湊町１丁目296番地の４　高田ビル402
債務者　横田　正俊
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
兵庫県明石市大久保町大窪1809番地の１、前住所兵庫県三田市藍本3741番地80
債務者　**徳**丸　達也
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３４８号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目11番地（D45－205）、前住所大阪府枚方市東中振１丁目17番１－109号
債務者　是枝　圭子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３３号
大阪府枚方市伊加賀南町１番18号
債務者　中野　幸一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３４号
大阪府門真市下馬伏町29番３－403号、前住所大阪市鶴見区茨田大宮４丁目14番７－407号
債務者　エノセリヤス・コルネリヤ・ファハールド　ＥＮＯＣＩＬＬＡＳ　ＣＯＲＮＥＬＩＡ　ＦＡＪＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５０号
大阪府枚方市山田池東町14番９号
債務者　中原　　舞
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部